平成２７年（フ）第３２５号
熊本市南区近見８丁目12番22―701号　市営鉾町団地２棟
債務者　友田ユキ子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６１号
岩手県北上市鬼柳町堰合116番地１　堰合コーポ105号
債務者　千田　栄二
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３６号
滋賀県長浜市平方南町90番地　サニーヴィラ壱番館　203号室
債務者　天野　太樹
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
新潟県五泉市南本町２丁目３番52号　コーポヒロノ101号、前住所新潟県五泉市赤海416番地４
債務者　小畑　秀明
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３号
金沢市高畠２丁目55番地、従前の住所金沢市松島２丁目121番地
債務者　中村正治こと　草薙　正治
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２号
三重県津市北河路町533番地１
債務者　樋口　　類
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０７号
三重県津市一志町波瀬2038番地
債務者　名島浩一郎
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４２７号
神戸市東灘区深江本町３丁目８番12号　21東灘　702号
債務者　榎本　えり
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市但東町中山596番地
債務者　藤原　愛子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
兵庫県豊岡市下陰400番地の２　ヒカリコーポ202、前住所兵庫県豊岡市下陰400番地の１
債務者　荒田　光宏
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市富安２丁目124番地　シンシア101号、旧住所鳥取県鳥取市賀露町南１丁目11番１号
債務者　竹内　和生
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
鳥取県米子市淀江町佐陀2066番地　ピエール弐番館201号、前住所鳥取県米子市東町411番地
債務者　森本　昌史（旧姓安岡）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６４号
鳥取県米子市夜見町2229番地１、前住所鳥取県米子市夜見町2179番地１
債務者　稲田　壮一
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１６１号
愛媛県松山市鷹子町32番地１　ピースフル鷹子101号
債務者　宇和川誠治
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目５番20号ホワイトヴィラ宮川307号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分531番地の２
債務者　井原　俊治
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１４３号
長崎県長崎市鍛冶屋町７番49号　八坂マンション110
債務者　倉ノ　郁子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係